平成２２年（再イ）第４号
長野県安曇野市堀金烏川4899番地32
再生債務者　井口　正徳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年７月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年７月21日　長野地方裁判所松本支部
平成２１年（再イ）第３２号
鳥取県鳥取市浜坂７丁目２番17―５号
再生債務者　津田　香里
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年７月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年７月21日　鳥取地方裁判所民事部
平成２１年（再イ）第３４号
鳥取県鳥取市浜坂７丁目２番17―３号
再生債務者　山田江利子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年７月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年７月21日　鳥取地方裁判所民事部
平成２２年（再イ）第１０号
広島県呉市川尻町久俊３丁目２番36号
再生債務者　川上　公子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年７月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年７月21日　広島地方裁判所呉支部
平成２２年（再イ）第１０号
徳島県名西郡石井町浦庄字国実236番地14
再生債務者　實平　貴史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年７月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年７月21日　徳島地方裁判所民事部
平成２２年（再イ）第１５号
徳島県小松島市中郷町字加藤７番地の１
再生債務者　木村　光宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年７月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年７月21日　徳島地方裁判所民事部
平成２２年（再イ）第８号
香川県高松市高松町691番地３
再生債務者　池内　浩治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年７月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年７月21日
高松地方裁判所破産・再生係
平成２１年（再イ）第１５５号
熊本県熊本市上南部３丁目20番17―２号
再生債務者　野中　一也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年７月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年７月21日
熊本地方裁判所民事第１部
平成２２年（再イ）第３号
熊本県菊池郡大津町美咲野１丁目７番７号
再生債務者　北原　　崇
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年７月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年７月21日
熊本地方裁判所民事第１部
平成２２年（再イ）第７号
熊本県熊本市出水７丁目22番４号
再生債務者　津川　幸誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年７月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年７月21日
熊本地方裁判所民事第１部

計量法第121条の２の規定に基づく認定の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第240号

計量法（平成４年法律第51号）第168条の５第１号の規定に基づく同法第121条の２の認定を行ったので、同法第168条の５第７号の規定に基づく同法第159条第１項第12号の規定に基づき、公告する。

平成22年８月３日　　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　安井　　至

計量法第121条の２の規定に基づく特定計量証明事業を行う者の認定
（2010年６月21日認定分）

認定番号	認定特定計量証明事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	認定の区分及び、媒体／計量の方法	認定の有効期限
N―0149―01	地方独立行政法人北海道立総合研究機構 北海道札幌市北区北19条西11丁目	地方独立行政法人北海道立総合研究機構 環境・地質研究本部環境科学研究センター 北海道札幌市北区北19条西12丁目	・大気中のダイオキシン類 排ガス／ＪＩＳＫ0311（2008） ・水又は土壌中のダイオキシン類 排水／ＪＩＳＫ0312（2008）	2013年６月20日

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成22年８月３日
大阪府大阪市中央区備後町２―６―８
日本年金機構　理事長代理人
近畿ブロック本部長　藤田　　厚

○第60号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　調達等件名及び数量　納入告知書の封入封緘発送業務　一式
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　委託期間　契約締結日から平成24年９月30日まで
⑸　納品場所　日本年金機構が指定する場所
2　競争参加資格
⑴　当該契約の締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。
⑵　国又は日本年金機構の調達において、次のいずれかに該当し、かつその事実があった後３年を経過していない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。
①　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
②　公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
③　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
④　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
⑤　正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
⑥　上記により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
⑶　平成22・23・24年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はＣの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
⑷　当該業務又は類似の業務を相当量完了した実績を有している者であること。
⑸　当該業務を確実に実施できると証明した者であること。